

果樹経営支援対策事業、未収益期間支援事業

事業の目的

果樹優良品目・品種への転換、園地整備、労働力の確保など前向きな取組を行う担い手や産地を支援し、競争力の高い産地を育成する。

対象者

産地計画に掲げた担い手

支援の内容

果樹優良品目・品種への改植、高接ぎ、果樹園の小規模基盤整備等を支援

補助金額・補助率

I：果樹経営支援対策事業

- ・ 改植：定額16万円1/10a（ジョイント栽培の場合は32万円/10a）
- ・ 高接ぎ、小規模基盤整備（園内道、傾斜の緩和、土壌土層改良又は排水路の整備、用水・かん水施設の整備）、廃園：1/2補助

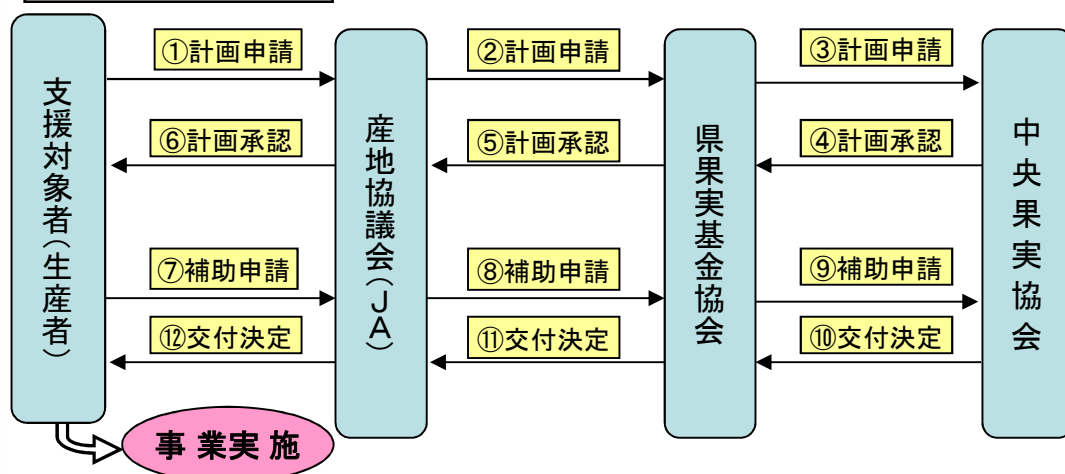
II：果樹未収益期間支援事業

【補助率】5万円/10アールに支援対象期間（4年間）を乗じた額を一括交付（国10/10）

主な要件

- ア 産地計画に掲げてある品目、品種であること
- イ 産地計画に掲げてある担い手に該当すること
- ウ 改植、高接ぎ、廃園、土壌土層改良にあつては、事業箇所当たりの面積が2a以上、ただし、小規模基盤整備（土壌土層改良を除く）にあつては10a以上であること
- エ 未収益期間支援事業にあつては、同一年度内に完了する改植の面積の合計が5a以上であること、果樹経営支援対策事業により実施された改植であること

事業の流れ



担当部所電話番号

鳥取園農林水産部農業振興戦略監生産振興課 0857-26-7414

一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会（全農とっとり園芸部内外流通課内） 0857-32-8339

鳥取梨生産振興事業(低コスト・体制強化事業) 鳥取柿ぶどう等生産振興事業(低コスト・体制強化事業)

事業の目的

機械の共同利用、オペレータ体制を整備して、コスト削減や廃園化の防止を図る。

事業実施主体

JA、生産組織、農業公社、認定農業者、認定農業者に準ずる者、産地計画の担い手、リース事業者

支援の内容

共同利用、作業受託する農業機械の購入費を支援



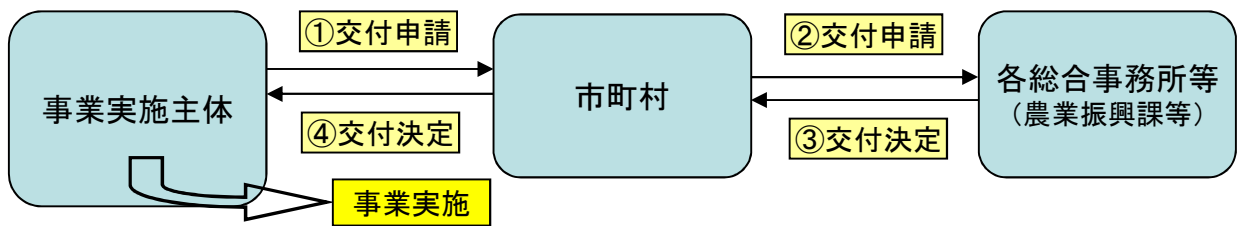
補助金額・補助率

機械購入費及び機械導入にあたって必要となる園内道整備費の3分の1
対象機械:スピードスプレーヤ、草刈りモア等

主な要件

- ア 事業申請時に作成した「低コスト・体制強化計画」に取り組むこと
- イ 利用面積に応じた能力の機械を導入すること(スピードスプレーヤの導入は防除面積が特定高性能農業機械導入計画書の利用規模の下限を満たすこと)

事業の流れ



担当部所

電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

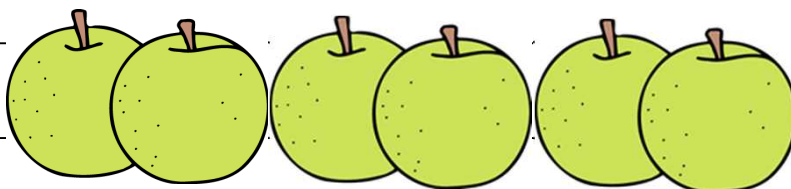
鳥取梨生産振興事業(二十世紀梨適熟出荷体制整備事業)

事業の目的

二十世紀梨を味がのった旬の時期に出荷してブランド力を高めるとともに、新品種とのリレー出荷体制を構築する。

事業実施主体

JA、生産組織



支援の内容

二十世紀梨の市場単価が再生産価格(2,750円/ケース・10kg)を下回った場合に価格補てん

補助金額・補助率

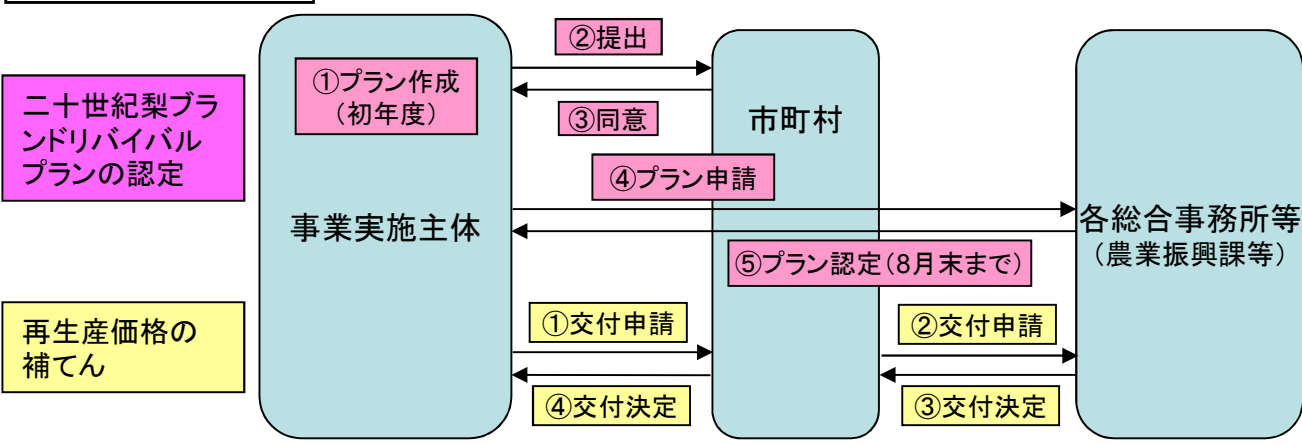
8月下旬から9月下旬までの二十世紀梨の卸売市場出荷分について、全等階級の平均単価が2,750円/ケース・10kgを下回った場合に、差額単価を赤秀と青秀の出荷量に応じて価格補てん
 補助率：2/3（県1/3、市町村1/3）
 差額単価の上限：200円/ケース・10kg

主な要件

生産組織で平成27年度までに次の要件を達成するプランを策定し、取り組むこと

- ア 8月下旬の二十世紀梨を減らし、9月主体の出荷体制を構築
- イ 二十世紀梨と新品種による旬の梨のシリーズ化を図るため、新品種の面積を現在の2倍又は二十世紀梨面積の3割まで増加
- ウ 二十世紀梨の全期間プール精算を導入
- エ 交配日等による地帯別出荷体制を構築

事業の流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

指定野菜価格安定対策事業

事業の目的

天候などの影響によって供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する事業です。

事業の対象者

登録出荷団体と大規模生産者(以下、「登録出荷団体等」という)



事業の内容

指定野菜(夏だいこん、冬にんじん、春ねぎ、夏ねぎ、秋冬ねぎ、ほうれんそう、夏秋キャベツ、冬キャベツ)について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて、補給金が交付されます。

資金造成負担割合

【調整野菜、一般指定野菜】

登録出荷団体等:20%、県:20%、国:60%

【重要野菜】

登録出荷団体等:17.5%、県:17.5%、国:65%

主な要件

【作付面積】

(登録出荷団体)

・葉茎菜類、根菜類 20ha以上 ・果菜類(夏秋もの)12ha以上 ・果菜類(冬春もの)8ha以上

(大規模生産者)

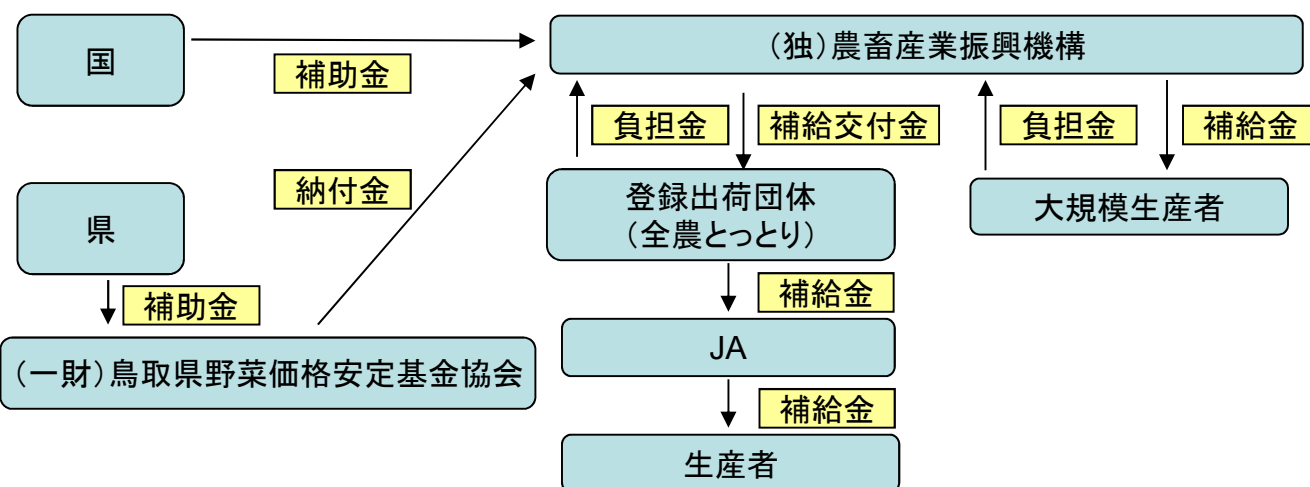
2ha以上

【共同出荷量】

総出荷量の2/3以上



事業の流れ



お問合せ先

(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会 電話 0857-32-8351

鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課 園芸振興担当 電話 0857-26-7282

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

事業の目的

天候などの影響によって供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する事業です。

事業の対象者

共同出荷組織と相当規模生産者(以下、「共同出荷組織等」という)



事業の内容

特定野菜(ブロッコリー、スイートコーン、メロン、らっきょう、やまのいも、ちんげんさい、かんしょ)と、指定野菜(夏ねぎ、夏秋トマト、夏秋ピーマン、秋冬はくさい)について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて、補給金が交付されます。

資金造成負担割合

【重要特定野菜、指定野菜】

共同出荷組織等: 7/40、県: 10/40、市町村: 3/40
(独)農畜産業振興機構: 20/40

【重要特定野菜以外の特定野菜】

共同出荷組織等: 7/30、県: 10/30、市町村: 3/30
(独)農畜産業振興機構: 10/30

主な要件

【特定野菜】

<作付面積>

(登録出荷団体)

・一部軟弱野菜を除く野菜5ha以上

・一部軟弱野菜3ha以上

(相当規模生産者)

1.5ha以上

<共同出荷量>

総出荷量の2/3以上

【指定野菜】

<作付面積>

(登録出荷団体)

・果菜類を除く野菜10ha以上

・果菜類野菜3ha以上

(相当規模生産者)

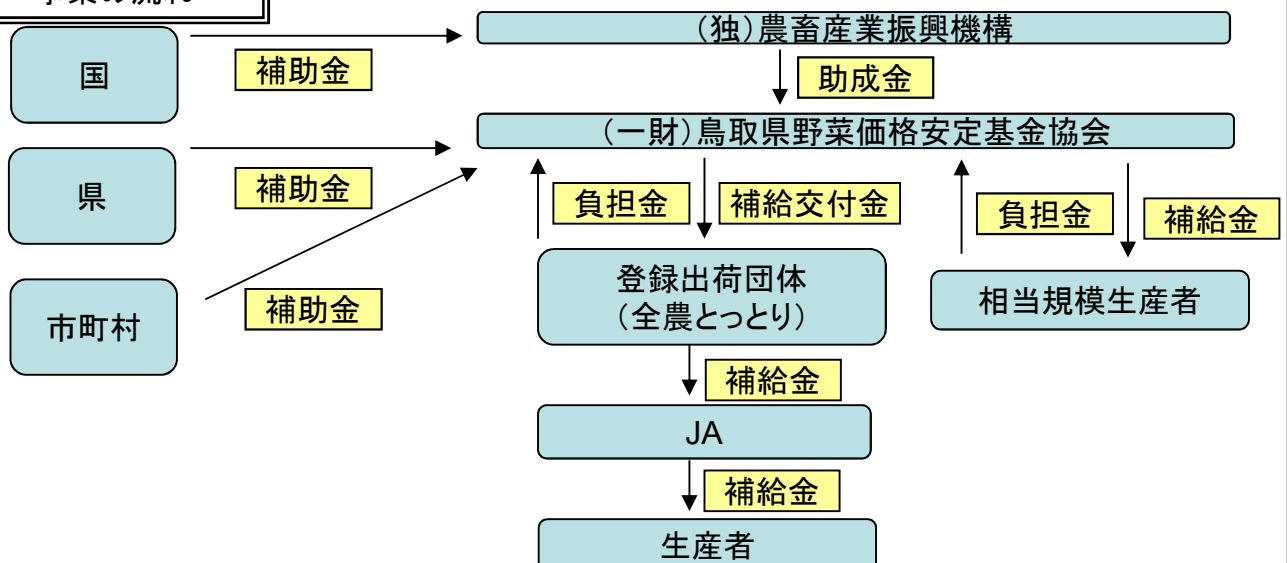
2.0ha以上

<共同出荷量>

総出荷量の1/2以上



事業の流れ



お問合せ先

(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会 電話 0857-32-8351

鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課 園芸振興担当 電話 0857-26-7282

鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業

事業の目的

天候などの影響によって、供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する事業です。

事業の対象者

JA



事業の内容

ブランド野菜(春ねぎ、アスパラガス、夏にんじん、夏ねぎ、春キャベツ、夏秋ピーマン、秋冬ブロッコリー、たまねぎ、夏秋きゅうり、夏秋トマト、スイートコーン)について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて、補給金が交付されます。

負担割合

JA:25%、全農とっとり10%、県:50%、市町村:15%

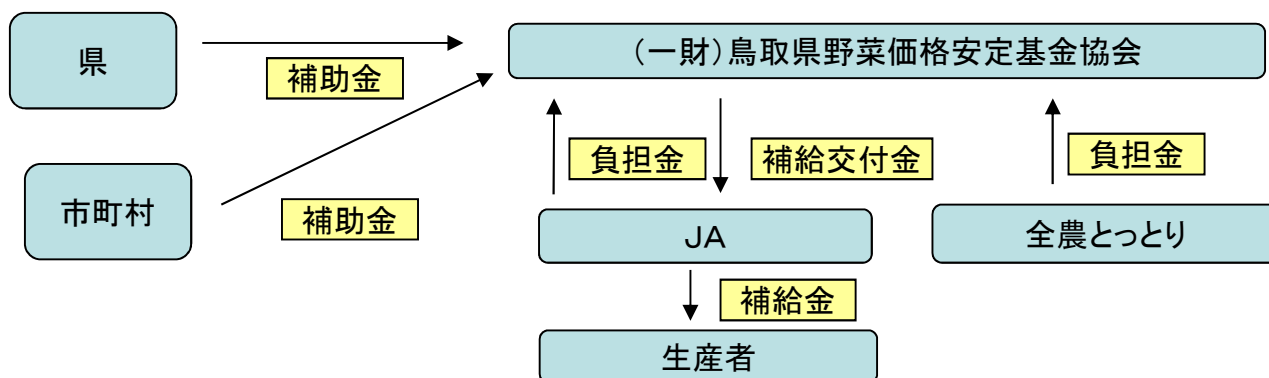
主な要件

【作付面積】

露地野菜:3ha以上 施設野菜:1ha以上



事業の流れ



お問合せ先

(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会 電話 0857-32-8351
鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課 園芸振興担当 電話 0857-26-7282

園芸産地活力増進事業

事業の目的

鳥取県農業の強みの一つである野菜や花き等の園芸品目の振興を図るため、産地づくりや中山間地域等における特産物の育成、大規模稲作農家の水稲から園芸品目への転換を支援する。併せて、加工業務用野菜等の供給体制を整備しながら、「鳥取フードバレー」の形成を目指す。

対象者

- ① 発展・成長タイプ: JA
- ② 中山間地域等特産物育成タイプ(一般): 農業者、生産組織、農業法人、市町村公社等(認定就農者は除く)
- ③ 中山間地域等特産物育成タイプ(芝生化支援): 市町村(教育委員会)、幼稚園・保育園(所)の設置者
- ④ 経営多角化タイプ(多角化支援): 水稲作付規模が概ね20haを超える大規模稲作農家(農業法人等)
- ⑤ 経営多角化タイプ(加工業務用): 全農、JA

支援の内容

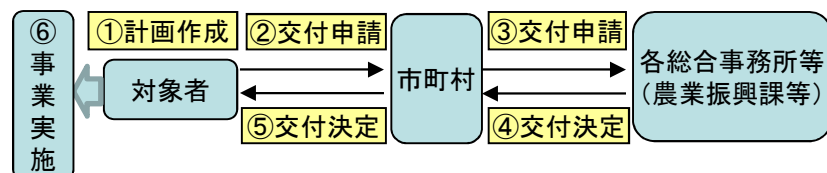
- ① 発展・成長タイプ: 主要園芸品目に係る農作業用共同機械、簡易な出荷調整機械、集出荷施設の改良、パイプハウス等、産地づくりに必要な農家等に対する啓発、研修活動、実証ほの設置に要する経費。
- ② 中山間地域等特産物育成タイプ(一般): 野菜・花きを含めた生産体制づくり、販売を目的とした特産物の育成に必要な経費、新技術や新品種の試験的導入に要する経費、木質バイオマスを活用した保温設備に要する生産体制づくりに要する経費等。
- ③ 中山間地域等特産物育成タイプ(芝生化支援): 県育成芝「グリーンバードJ」による芝生造成経費、維持管理費経費、専門家による技術指導に要する経費。
- ④ 経営多角化タイプ(多角化支援): 新規園芸作物導入に要する経費、農産物の試作や加工に必要な経費。
- ⑤ 経営多角化タイプ(加工業務用): 品種選定や肥培管理を実施するために要する経費、生産者に対する研修会経費、農産物の試作や加工に必要な経費、販路開拓や試食宣伝に必要な経費。

補助率・補助金額

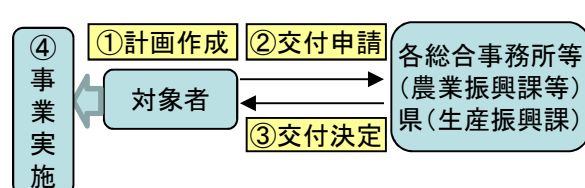
- ① 発展・成長タイプ【補助率】県1/3、市町村任意【補助上限】20,000千円/対象者
- ② 中山間地域等特産物育成タイプ(一般)【補助率】県1/2、市町村任意【補助上限】2,000千円/対象者(2年間)
- ③ 中山間地域等特産物育成タイプ(芝生化支援)【補助率】10/10【補助上限】1,000千円/幼稚園・保育園(所)、700円/m²/小学校
- ④ 経営多角化タイプ(多角化支援)【補助率】県2/3、市町村任意【補助上限】3,000千円/対象者(2年間)
- ⑤ 経営多角化タイプ(加工業務用)【補助率】県1/2、【補助上限】500千円/対象者

事業の流れ

発展・成長タイプ、中山間地域等特産物育成タイプ(一般・芝生化支援)、経営多角化タイプ(多角化支援)



中山間地域等特産物育成タイプ(芝生化支援)、経営多角化タイプ(加工業務用)



担当部所・電話番号

農林水産部農業振興戦略監 生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所 農業振興課	0857-20-3553
八頭事務所農林業振興課農業 振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局 農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所 農林局農林業振興課	0859-31-9651
日野振興センター日野振興局農 林業振興課農業振興室	0859-72-2007

みんなでやらいや農業支援事業(がんばる地域プラン事業)

事業の目的

農業の生産額拡大や担い手育成などを目指して、地域の農業振興プランを作成し、実現に向けて取り組む市町村を支援する。

対象者

[プラン策定事業]市町村
 [プラン支援事業]市町村、農業協同組合、任意組織、市町村農業公社、
 社会福祉事業を行う法人、市町村が設立した法人(第三セクター)

支援の内容

(初年度)市町村のプラン策定に必要な経費を支援する。[プラン策定事業]
 (2年目以降)策定したプランの実現に向けた取組みに必要な経費を支援する。[プラン支援事業]

- ※担い手育成など地域活性化に向けた研修会開催、先進地視察などに必要な経費(ソフト)
- ※農業生産の拡大や農地維持などの地域活性化に必要な施設、機械整備の経費(ハード)
- ※農業、特用林産物に関する経費を対象とし、畜産(耕畜連携に関するものは対象)、水産の生産経費は対象外。

補助金額・補助率

[プラン策定事業]

対象者	補助率	補助上限額	年採択数
市町村	1/2	50万円	3

[プラン支援事業]

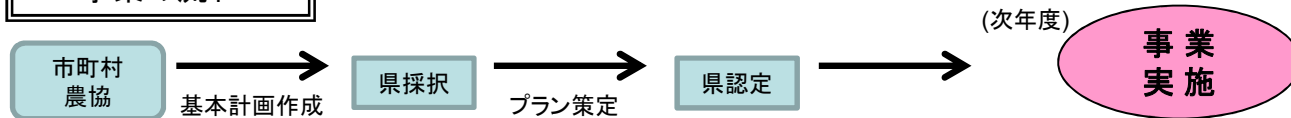
対象者	補助率	事業費上限額	事業期間
市町村 農業協同組合 任意組織 農業公社等	県 ハード1/3 ソフト1/2 市町村 1/6	1億円	5年間

※事業費上限額は5年間の総額

主な要件

- ①市町村がプランの方向性をまとめた基本計画を作成し、県が採択していること。
- ②市町村を中心に地域の関係者による話し合いを行い、農業活性化に主眼をおいたプランを策定すること。
- ③プランには以下に関する内容が含まれること。
 - 担い手・新規就農者の確保
 - 農地利用の効率化・維持管理
 - 核となる品目の生産振興

事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産 畜産	農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課	0857-26-7589
	農林水産部東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

強い農業づくり交付金(共同利用集出荷施設整備事業)

事業の目的

農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化を推進するため、共同利用施設整備を行うJA等に支援する。

対象者

市町村、JA、農事組合法人等

支援の内容

農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化を図るため、共同利用施設整備に必要な経費を支援する。

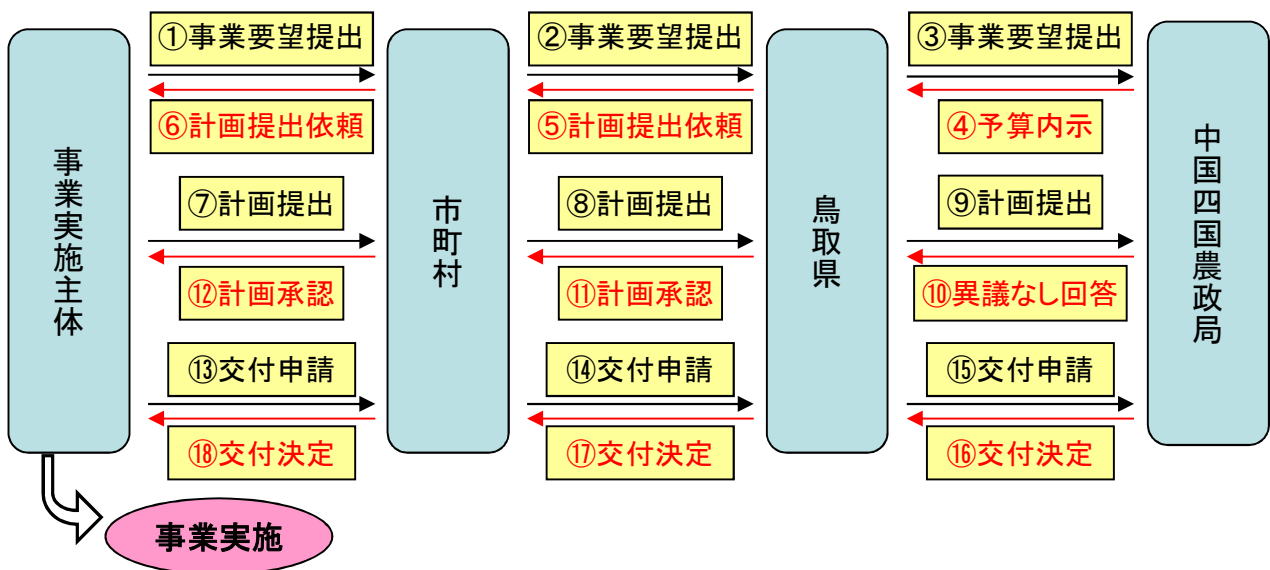
例:) 穀類乾燥調製施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設 等



補助金額・補助率

【補助率】 事業費の1/2以内を補助する (国1/2以内)

事業の主な流れ



担当部所 電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

畜産飼料増産対策事業

○事業の目的

飼料高騰に対応するため、自給飼料生産に必要な機械等への支援および生産コスト・労力軽減のための和牛放牧の推進を図り、畜産経営の安定を目指す。

○支援の内容と事業対象

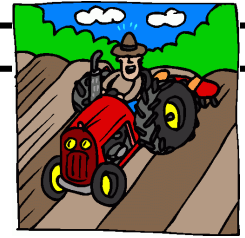
①自給飼料増産緊急支援事業

事業実施主体：全国農業協同組合連合会鳥取県本部
大山乳業農業協同組合

一般社団法人鳥取県配合飼料価格安定基金協会

事業内容：畜産収益力強化支援事業により自給飼料
機械の整備を強化する農家等の負担を軽減する。

負担割合：国1/2、機械借受者1/2



②和牛放牧拡大支援事業

事業実施主体：農業団体、生産者集団等

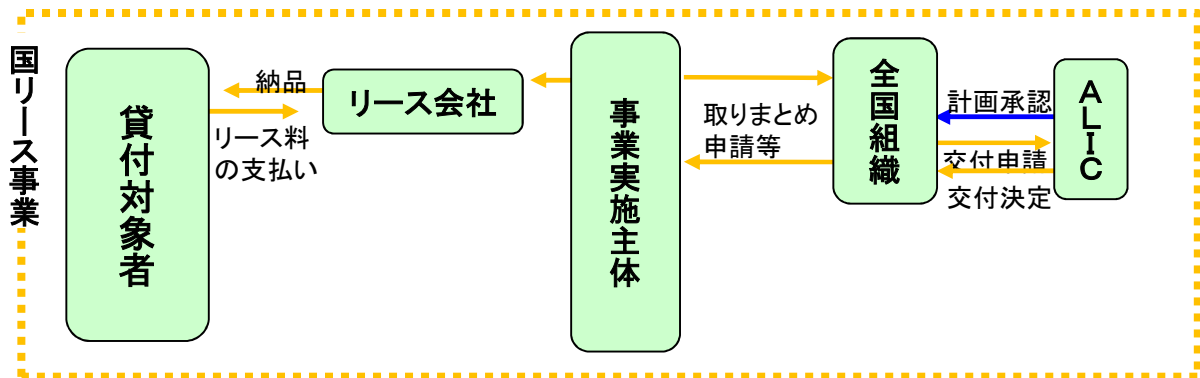
事業内容：耕作放棄地等で和牛放牧を実施するための電気牧柵
機器整備等への助成。

補助率：県1/3（事業費上限500千円/1カ所）

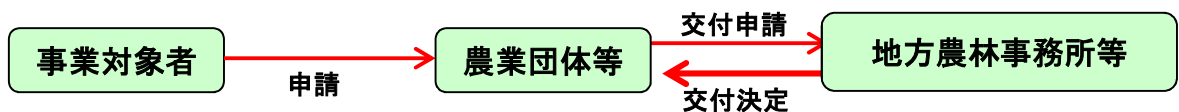


○事業の流れ

①自給飼料増産緊急支援事業



②和牛放牧拡大支援事業



☎ 問い合わせ先 ☎

鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当 0857-26-7291

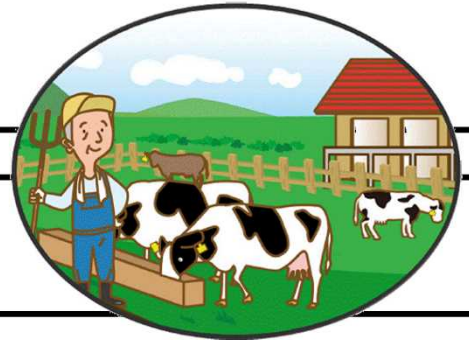
飼料生産型酪農経営支援事業

○事業の目的

酪農経営の農地の保全や地域活性化の機能を生かすために環境負荷軽減に配慮した経営へと転換し、将来にわたり、安定的に継続できる経営を目指す。

○事業対象

酪農家等



○支援の内容

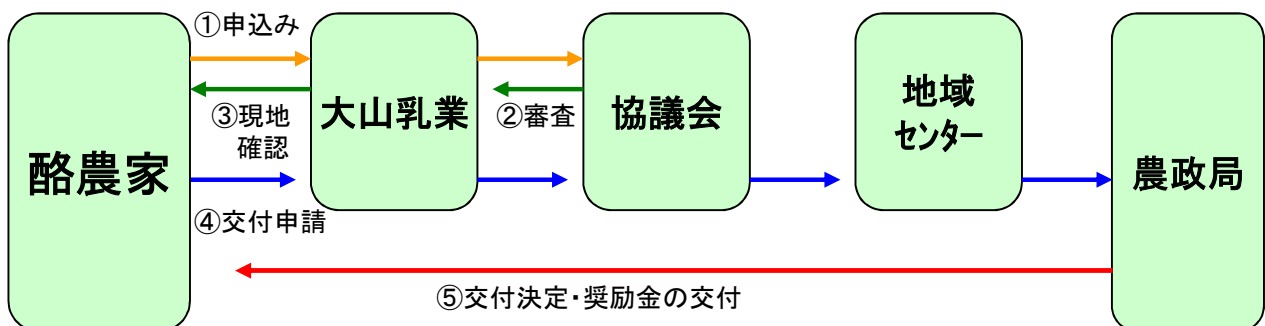
支援単価＝15,000円/ha

○主な要件

- ①堆肥の適正還元の実施 ②耕畜連携の取組 ③不耕起栽培の実施 ④放牧の実施
 - ⑤無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施 ⑥サイロでの牧草サイレージ調整における排汁の低減及び適正処理の実施 ⑦副産物の利用による装置の適正管理
 - ⑧環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガムの生産※
- ※⑧は別に定める5つの条件から一つを選択

※上記の中から2つ以上分の取組を選択し実施が条件。

○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

中国四国農政局鳥取地域センター

0857-22-3154

鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当

0857-26-7291

次世代につなぐ酪農支援事業 ～畜建連携自給飼料作モデル実証事業～

○事業の目的

酪農家等が組織する農作業受託組織で、飼料収穫作業等を県内の建設業者等に委託することが実際に可能か実証する。

○事業対象

酪農家等が組織する農作業受託組織



○支援の内容

農作業受託組織が県内建設業者等に委託する際、技術習得の研修費やほ場等の補修経費の1/2を助成する。

モデル実証 2組織

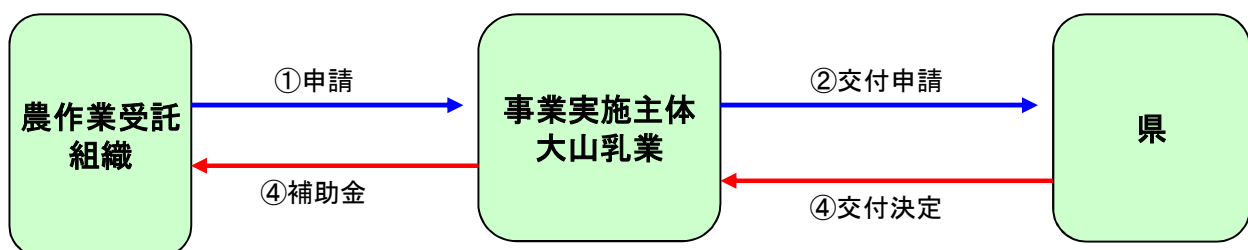
1組織 上限1,000千円

○補助対象経費

- ・ 県内業者の自給飼料生産技術習得に係る研修費
- ・ 貯蔵調整作業技術習得に係る研修費
- ・ ほ場・バンカーサイロ等の補修に係る経費



○事業の流れ



📞 問い合わせ先 📞

大山乳業農業協同組合酪農指導部
農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当

0858-52-2221
0857-26-7291

次世代につなぐ酪農支援事業 ～担い手施設整備対策事業～

○事業の目的

酪農の担い手農家が、増頭するための牛舎の増改築や乳牛導入、または生産性を向上させるための整備を助成する。

○支援の内容

①増頭対策支援

- 事業対象 : 就農後概ね10年以下及び概ね45歳未満の担い手や後継者が従事する酪農経営体
- 事業内容 : 牛舎増改築とそれに伴う堆肥舎整備及び搾乳施設整備への助成
- 増頭要件 : 基準年の成牛頭数に対し20%かつ10頭以上の増頭

②生産性向上支援

- 事業対象 : 45歳未満の担い手が経営または従事する酪農経営体
- 事業内容 : 生産性の向上及び省エネルギーに資する整備への助成
(牛床マット、飼槽改善、発情発見器、自動給餌器等)

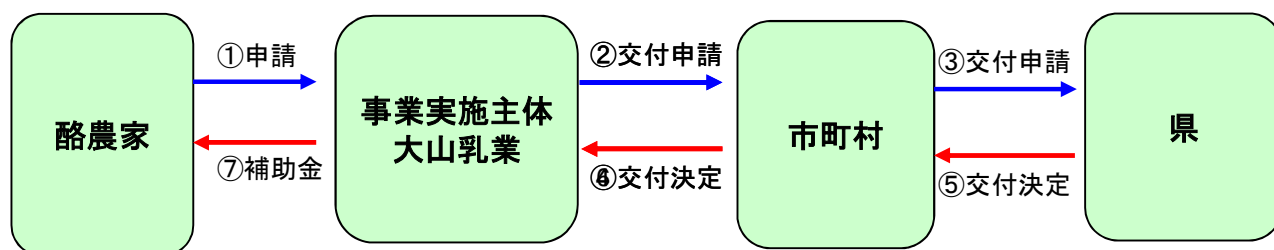


○補助率

県1/3、市町村1/6

1戸あたり事業費上限 : ①30,000千円、②3,000千円

○事業の流れ



📞 問い合わせ先 📞

大山乳業農業協同組合酪農指導部
農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当

0858-52-2221
0857-26-7291

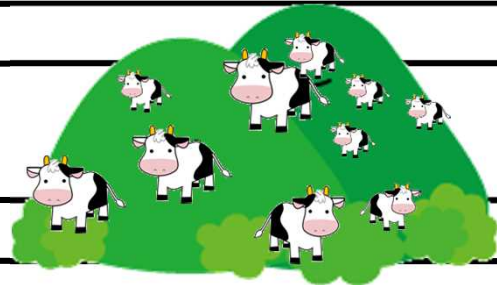
がんばる酪農支援事業 ～乳牛緊急増頭事業～

○事業の目的

平成30年度に鳥取県の生乳生産量を60,000tにするため、大山乳業農協が緊急的に乳用牛を導入する事業に対し融資する

○事業対象

大山乳業農業協同組合



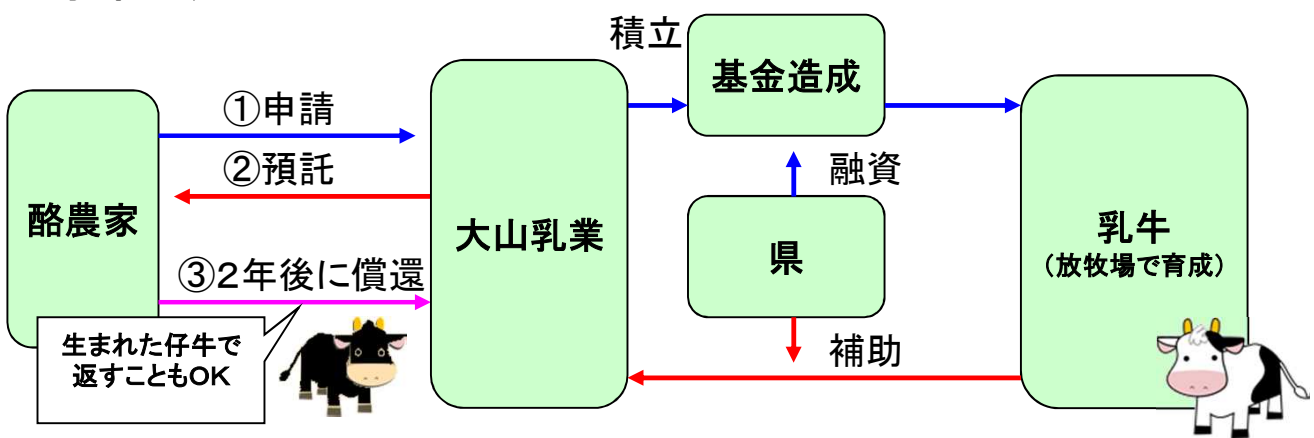
○支援の内容

大山乳業農業協同組合が乳用種育成牛を県外等から購入し、育成後農家に預託貸付する。育成中の事故等で育成費増加分と二回目分娩にかかる受精卵移植費等の費用増加分について、経費の1/2を助成する。

○主要要件

大山乳業が預託貸付する酪農家が、増頭に取り組む農家であること
(更新は不可)

○事業の流れ



📞 問い合わせ先 📞

大山乳業農業協同組合酪農指導部
鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当

0858-52-2221
0857-26-7291

第11回全共出品対策事業

○事業の目的

県内の和子牛の市場価値や「鳥取和牛肉」ブランドを高めるため、第10回全共の反省を活かした効率的な「牛つくり」や若い生産者を中心に取組農家を推進する「人つくり」「組織つくり」によって、第10回全共をさらに上回る成績を目指すと共に、その取組を通じて生産基盤を強化・拡大していくなど鳥取県の和牛振興を図る。

○対象者

第11回全国和牛能力共進会鳥取県推進委員会
(事業実施主体)
各地域出品対策協議会、和牛繁殖・肥育農家

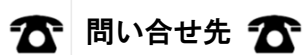
○補助率

県1/2、JAグループ及び生産者1/2



○支援の内容

	事業名	事業実施主体	内 容
1	地域協議会活動費	第11回全国和牛能力共進会鳥取県推進委員会	地域の出品対策協議会開催経費及び各地区で行う技術研修会の支援
2	指定交配費		出品牛作出のための人工授精代金の助成(5,000円/1回)
3	事前短期肥育協力費		事前短期肥育試験牛を飼養する肥育農家への助成(45千円/頭)
4	生産振興大会開催経費		肉用牛生産振興大会に要する経費の助成
5	若手後継者技術向上経費		若手後継者育成のための技術兼種皮等の助成
6	事務局運営費		全共推進委員会、出品対策部会の開催に要する経費の助成



農林水産部農業振興戦略監畜産課肉用牛担当 0857-26-7290

鳥取和牛振興総合対策事業（改良対策）



○事業の目的

産肉能力が高い種雄牛群を軸として「和牛王国復活」を目指し、和牛ビジョンに添った生産から販売までの戦略を推進するための事業を実施する。鳥取和牛のブランド化を推進し、高品質な鳥取和牛出荷頭数を確保する。

○事業対象

- ①オレイン酸能力及び産肉能力の高い雌牛を導入したい方
- ②オレイン酸能力及び産肉能力の高い雌牛を県外から導入したい方
- ③オレイン酸能力及び産肉能力の高い肥育素牛を導入したい方
- ④「百合白清2」「白鵬85の3」産子を繁殖用雌牛として残したい方
- ⑤「百合白清2」「白鵬85の3」産子を肥育したい方



○主な内容及び要件

	事業名	事業実施主体	内 容
1	繁殖用雌子牛導入支援	農協	オレイン酸能力と産肉能力の高い繁殖用雌子牛を導入する経費の一部を助成。 (95千円/頭、40千円/頭)
2	肥育素牛導入支援		オレイン酸能力と産肉能力の高い肥育素牛を導入する経費の一部を助成。 (60千円/頭)
3	高能力子牛特別導入支援 (基金事業)		「百合白清2」「白鵬85の3」を父とする繁殖用雌子牛、肥育素牛の導入に対する支援(平均価格との差額に対する補助)。 (繁殖用雌子牛導入支援、肥育素牛導入支援に上乘せ) ・繁殖雌子牛 差額の2/3 上限270千円/頭 ・肥育素牛 差額の1/2 上限220千円/頭
4	繁殖用雌子牛県外導入支援		オレイン酸能力と産肉能力の高い繁殖用雌子牛を県外から導入する経費の一部を助成。 (95千円/頭)
5	鳥取和牛オレイン55生産技術対策	鳥取県牛肉販売協議会	生産者の「鳥取和牛オレイン55」の生産技術促進のため、飼養管理に関する研修会等の開催に係る経費を助成。

☎ 問い合わせ先 農林水産部農業振興戦略監畜産課肉用牛担当 0857-26-7829

鳥取和牛振興総合対策事業(増頭対策)

●事業の目的

産肉能力が高い種雄牛群を軸として「和牛王国復活」を目指し、和牛ビジョンに添った生産から販売までの戦略を推進するための総合的な事業を実施する。その中で、和牛生産頭数の増加のために、飼養場所の確保（牛舎整備）、乳牛等の有効活用(受精卵移植の推進)を図る。



●事業対象

- ①和牛の増頭をしたい方
- ②新しく繁殖和牛の経営をはじめたい方
- ③和牛受精卵を活用したい方
- ④「百合白清2」「白鵬85の3」の授精卵を確保したい方
- ⑤「百合白清2」「白鵬85の3」の産子を増やしたい方



●主な内容及び要件

区分	事業名	事業実施主体	内 容
施設整備支援	担い手施設整備支援	農協、生産者、新規参入企業	和牛増頭に伴う繁殖牛舎・肥育牛舎・保育舎・堆肥舎の増築・新築・改築に対する助成。 (県1/3、市町村1/6)
	新規参入支援	農協、生産者	和牛繁殖経営へ新規参入するために必要な畜舎、堆肥舎等の整備、繁殖牛の導入に対する助成。 (県1/3 市町村1/6)
	新規参入特別支援(基金事業)		和牛繁殖経営へ新規参入するために必要な畜舎、堆肥舎等の整備、繁殖牛の導入に対する助成 (新規参入支援に上乘せ) (県1/6(上乘せ後 県1/2))
受精卵移植推進	高能力子牛増産対策	農協	「百合白清2」「白鵬85の3」の受精卵購入経費の一部を助成。 (県1/2 上限20千円/頭)
	高能力受精卵確保対策		農家を実施する「百合白清2」「白鵬85の3」の採卵経費の一部を助成。 (県1/2 上限21千円/頭)
	受精卵移植チャレンジ対策	農協、生産者	和牛受精卵移植に前年度より多く取り組んだ生産者に対する奨励金。 (定額20千円/移植)
	受精卵移植利用促進対策	全農	和牛受精卵の移植経費の一部を助成。 (県定額2,500円/移植、全農定額2,500円/移植)



問い合わせ先

農林水産部農業振興戦略監畜産課肉用牛担当 0857-26-7829

肉用牛肥育経営安定対策事業

○事業の目的

牛枝肉価格が著しく低下した場合に、補てん金を交付して肉用牛肥育経営の安定を図る。



○事業対象

肉用牛肥育経営者（※大企業は除く）

※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ従業員数が300名を超えている会社

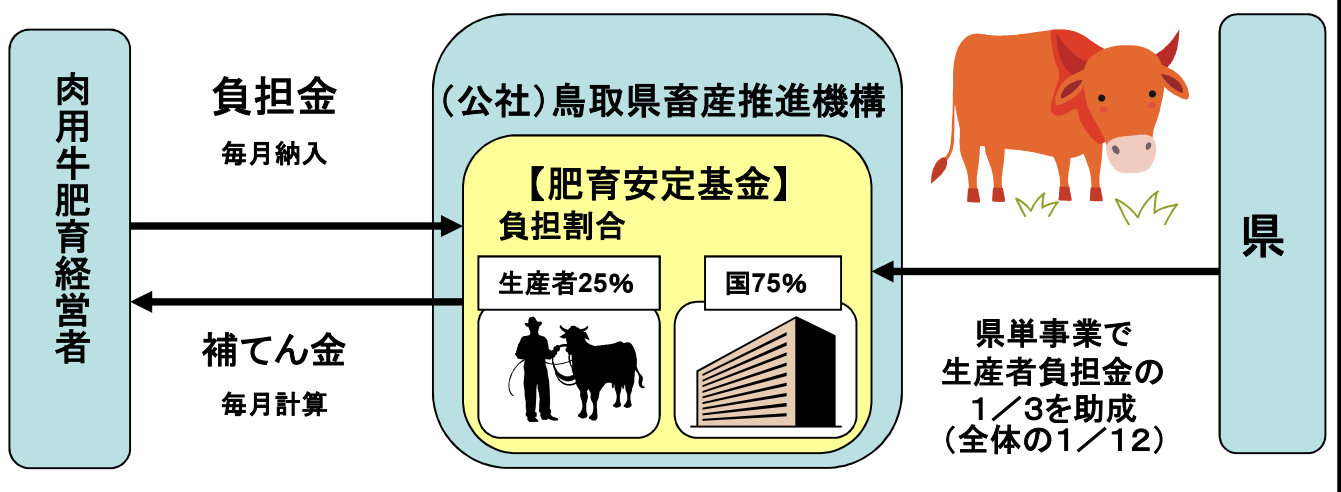
○支援の内容

四半期（又は1カ月）の肥育牛1頭あたりの粗収益（全国平均）が生産費（全国平均）を下回った場合に補てん金を交付する。

○主な要件

- ①原則として配合飼料価格安定基金への継続加入が必要
- ②業務対象年間は平成25年～平成27年度の3年間で、新規に肉用牛肥育経営を開始する生産者以外は途中加入不可

○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

(公社)鳥取県畜産推進機構

農林水産部農業振興戦略監畜産課肉用牛担当

0857-21-2756

0857-26-7290

肉用子牛価格安定対策事業

○事業の目的

子牛価格が低落した場合に、補給金を交付して生産者の畜産経営の安定継続を図る。



○事業対象

肉用子牛生産者及び法人（※大企業は除く）

※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ従業員数が300名を超えている会社

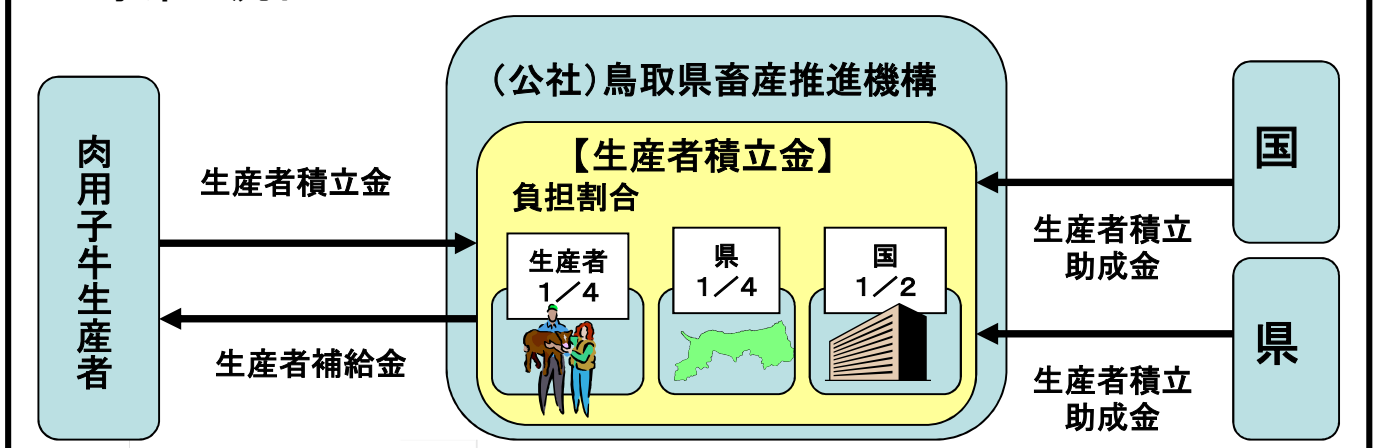
○支援の内容

肉用子牛の平均売買価格（品種別・四半期毎）が毎年決定する保証基準価格・合理化目標価格を下回った場合に、その期間中に子牛を販売、または自家保留していれば補給金を交付する。

○主な要件

- ①生産者と（公社）鳥取県畜産推進機構との間で「肉用子牛生産者補給金交付契約が必要。
- ②指定協会に対し満2カ月齢に達する日までに登録個体の申込を行い、負担金を納入すること。

○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

(公社)鳥取県畜産推進機構

農林水産部農業振興戦略監畜産課肉用牛担当

0857-21-2775

0857-26-7290

鳥取地どりブランド生産拡大支援事業

○事業の目的

鳥取地どりの生産振興とブランド化を推進することを目的として交付する。

○事業対象

鳥取地どり生産者

○支援の内容

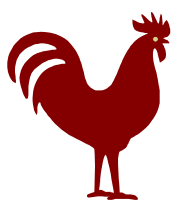
- ①鳥取地どりの生産に必要な飼養施設、排せつ物処理施設等
- ②鳥取地どりの生産性を向上させるため、飼養環境の向上、飼料費の低減、労働力の軽減、排せつ物の適正な処理等に資する機械

○補助金額・補助率

【補助率】 事業費の1/3を補助する。

【補助上限額】 ①総事業費が1億円を超えるもので、3人以上の新規雇用を伴う場合にあっては 1/10以内

②上記①以外の場合は1/3以内（ただし、法人、認定農業者または認定就農者の場合の補助限度額は1千万円、その他の個人または任意団体の場合の補助限度額は200万円とする。）



○主な要件

- ①施設整備：鳥取地どりの生産規模拡大を行う者又は生産を開始する者
- ②機械整備：鳥取地どりを生産する者又は生産を開始する者

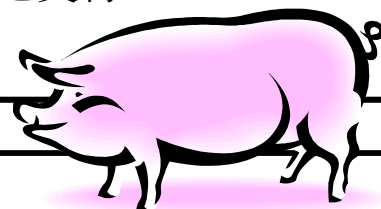
 問い合わせ先 

鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当 0857-26-7831

養豚経営安定対策事業

○事業の目的

豚枝肉平均価格が著しく低下した場合に、補填金を交付して養豚経営の安定を図る。



○事業対象

養豚経営者（※大企業は除く）

※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ、従業員数が300名を超えている会社

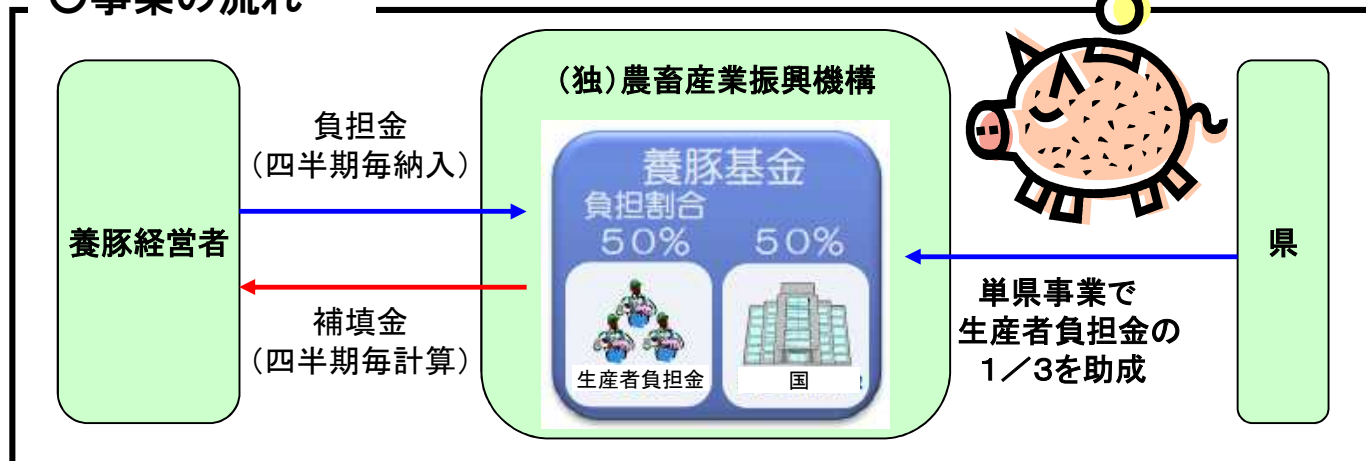
○支援の内容

粗収益が生産コストを下回った場合に補填金を交付する。

○主な要件

- ① 耕畜連携、エコフィードの活用等の取組に努めようとする養豚経営者
- ② 原則として配合飼料価格安定基金への継続加入が必要
- ③ 業務対象年間は平成27～平成29年度の3年間で、新規に養豚経営を開始する生産者以外は途中加入不可

○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

(社)鳥取県畜産推進機構
鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当

0857-21-2775
0857-26-7831

ブランド豚生産拡大支援事業

○事業の目的

ブランド豚の生産を拡大するため、種豚導入を行う生産者に対して支援を行う

○事業対象

養豚経営者等

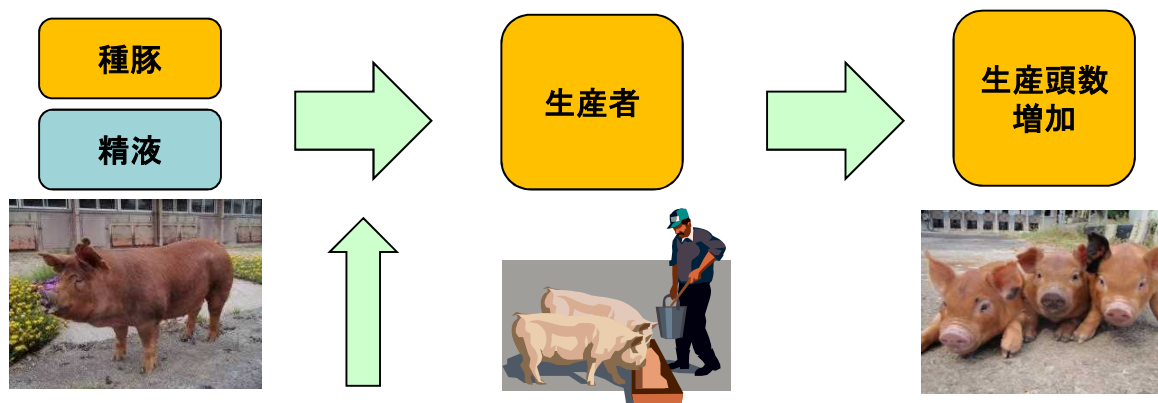
○支援の内容

県が作出した豚を元に生産された豚で、新たにブランド豚の生産に取り組む生産者、またはブランド豚の増頭を図る生産者に対して、種豚経費等の一部を助成

○補助内容及び補助率

- ①ブランド豚の生産又は種豚生産のため、種豚の導入経費の1/2を助成
- ②ブランド豚の生産又は種豚生産のため、精液の購入経費の1/2を助成

○事業の流れ



単県事業で1/2を助成

☎ 問い合わせ先 ☎

鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当 0857-26-7831

畜産高度化支援リース事業 堆肥保管施設整備リース事業

○事業の目的

耕畜連携による堆肥の利用促進を図るため、畜産農家等に対して耕種農家が利用するための堆肥保管に必要な施設等を貸し付ける。

○事業対象

- ・畜産農家（法人を含む）
- ・農業協同組合、農業協同組合連合会又は一般社団法人・財団法人
- ・農協・畜産農家が株主又は出資の議決権の過半数をもつ会社

○支援の内容

耕種農家へ販売するまでの堆肥保管もしくは、耕種農家のニーズに即したものに調整するための施設等へ補助（1/2補助付きリース）

【対象施設・機械】

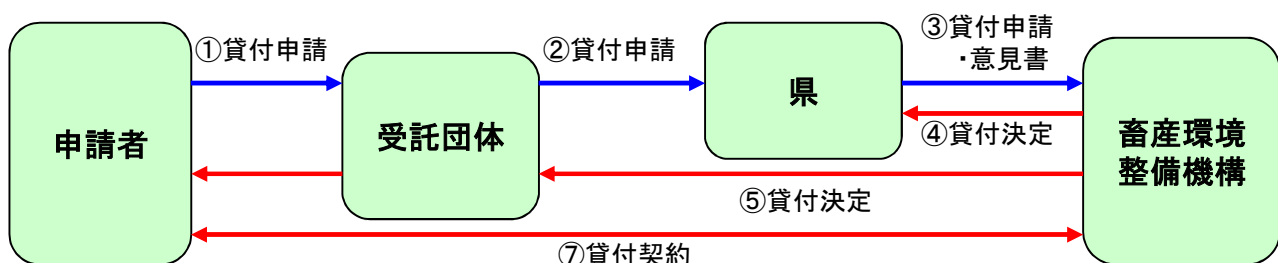
堆肥保管置き場、発酵機（装置）、ショベルローダー、マニアスプレッター
ダンプカー、トラック



○主な要件

- ①耕種農家と堆肥利用契約を締結すること。
- ②堆肥保管施設で調整された堆肥は全て耕種農家へ販売すること。

○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

全農鳥取県本部畜産課	0858-55-2941
大山乳業農業協同組合	0858-52-2221
鳥取県配合飼料価格安定基金協会	0857-53-6636
鳥取県農業振興戦略監畜産課衛生環境担当	0857-26-7287

畜舎環境改善猛暑対策支援事業

○事業の目的

肉用牛、養豚農家に対して暑熱対策機材を効果的に整備し、畜舎の環境を改善して家畜の生産性の低下を防ぐ。

○事業対象

肉用牛農家・養豚農家

○支援の内容

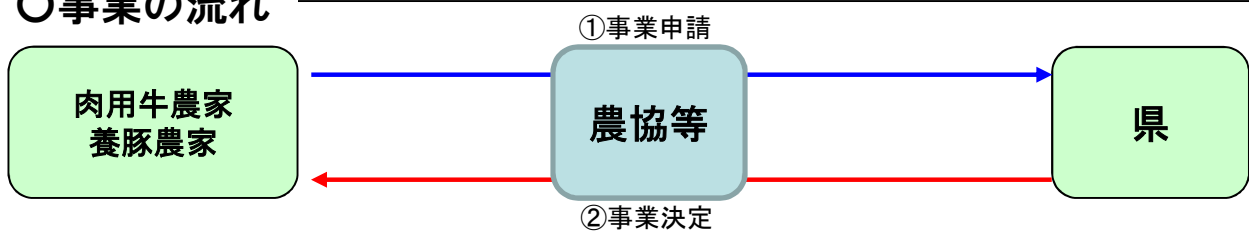
肉用牛農家、養豚農家に対して送風装置及びインバーターの導入に対して支援を行う。

○補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/3を補助する。

【事業内容】換気扇・換気扇床置きタイプ・インバーターの購入費のみ。工事費は含まない。

○事業の流れ



換気扇



インバーター



換気扇設置後



☎ 問い合わせ先 ☎

鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当 0857-26-7288

農場HACCP推進事業



○事業の目的

食のみやこ鳥取県を強力に推進するため、農場から消費者まで一貫した衛生管理による安全な畜産物の供給を行う。

○事業対象

畜産農家（個人、法人）

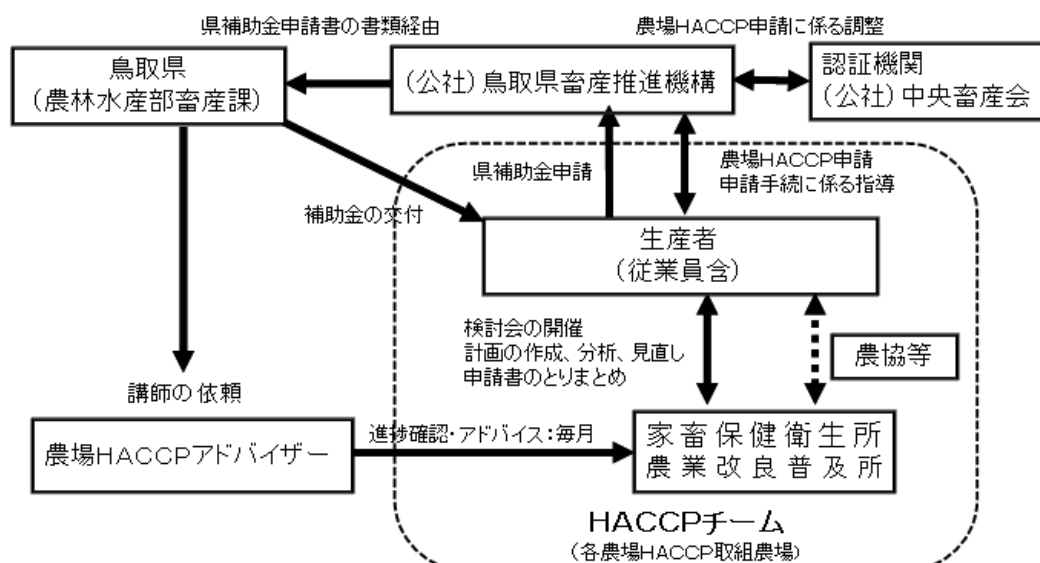
○支援の内容

- ・ 農場HACCPに取り組む農場への技術指導
- ・ 農場HACCP推進農場指定手数料、認証手数料、中間検査手数料の助成

○主な要件

- ① 農場HACCPへの取組意欲を有し、支援体制が構築されていること。
- ② (公社)中央畜産会に農場HACCP推進農場指定申請、認証申請を行っていること。(手数料助成の場合)

○事業の流れ



各家畜保健衛生所 各農業改良普及所
(畜産課：0857-26-7287)

もうかる6次化・農商工連携支援事業(スタートアップ型)

事業の目的

農産加工グループ等による県産農林水産物を使用した加工品づくりの施設整備を支援する

対象者

農林漁業者、加工グループ、農業法人(農事組合法人又は従業員5人以下の会社法人)



支援の内容

食品加工に必要な備品購入を支援します(3万円以上のもの)

補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/2を補助する。

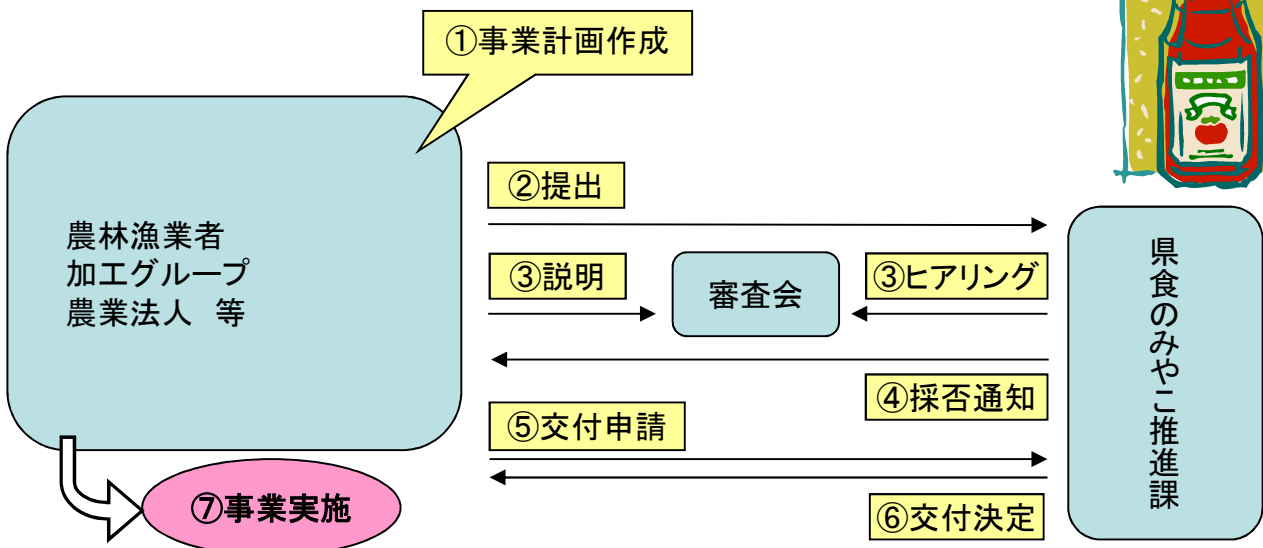
【単年度補助上限額】1,000千円

※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります

主な要件

- ①自ら加工を行うこと
- ②事業で扱う農林水産物は県産50%以上使用すること

事業の流れ



お問い合わせ先

鳥取県商工労働部兼農林水産部食のみやこ推進課 電話 0857-26-7836

もうかる6次化・農工商連携支援事業(6次産業型)

事業の目的

自ら生産、加工・製造、流通・販売を行う6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援する。

対象者

農林漁業者、農業を営む法人、任意組織(規約を有すること)、農漁協



支援の内容

6次産業化や農工商連携の取組みに必要な経費を支援する。

- ①販路開拓のように6次産業化等の推進に必要な経費(ソフト)
- ②生産、加工等に必要な施設、機械整備(3万円以上のもの)の経費(ハード) ※畜産、水産の生産経費は対象外

補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/2(県1/3、市町村1/6)

※主な要件④に該当する事業は2/3を補助(県1/2、市町村1/6)

【県の単年度補助上限額】 農林漁業者(個人) 3,000千円 農業を営む法人7,000千円

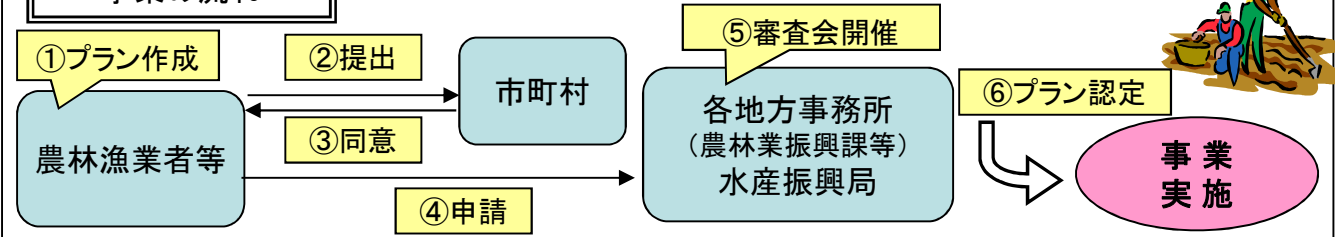
任意組織・農漁協 受益者1人当たり3,000千円ただし上限30,000千円

※主な要件④に該当する事業は、上記の額に3/2を乗じた額

主な要件

- ①自ら生産だけでなく加工もしくは商品の販売を行っていること(又はプラン期間中に行う予定)
- ②事業で扱う農林水産物は事業実施主体が50%以上生産すること(又はプラン期間中に行う予定)
- ③次のいずれかに該当すること
(水産以外)○認定農業者 ○社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業所得相当額が基本構想所得並
(水産) ○1経営体の加工品等の年販売額150万円以上を目指す取組
○法人等の加工品製造販売額又は直接販売額が10%以上向上
- ④次のいずれかに該当する場合、補助率を嵩上げする
○新規正規雇用 ○国際認証取得 ○これまで県外で行っていた加工を自ら行う

事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産 畜産	商工労働部兼農林水産部食のみやこ推進課	0857-26-7836
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007
水産	水産振興局水産課	0857-26-7316

鳥取県6次産業化ネットワーク活動交付金(整備事業)

事業の目的

六次産業化・地産地消法及び農商工等連携法により認定を受けた取組を行う場合に必要な施設整備を支援。

対象者

(1) 農林漁業者団体

- ① 農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっている団体
- ② ①の団体が主たる構成員又は出資者となっている法人
- ③ 常時雇用者を3名以上雇用している又は雇用予定の団体

(2) 農林漁業者団体等と連携する中小企業者

農商工等連携促進法第2条第1項に規定する中小企業者であって農林漁業者団体等と連携する者



支援の内容

(1) 農林漁業者団体への支援

- ① 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設: 処理加工施設、販売施設・地域食材提供施設等
- ② 農林水産物等の生産のために必要な施設等: 高生産性農業施設、乾燥調製貯蔵施設等
※①と併せて行う場合に限る。 ※農商工等連携事業計画で実施する場合は、②単独でも実施が可能。

(2) 中小企業者への支援

食品等の加工・販売のために必要な施設(新商品の製造過程に対応したもの)
※販売施設は、加工機械・市悦の整備と一体的に整備するものに限る。

補助金額・補助率

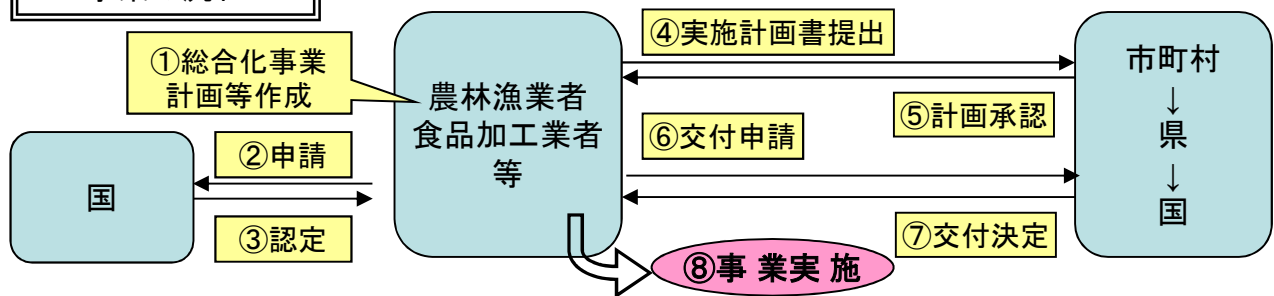
【補助率】 融資残補助3/10以内(国庫)

【補助上限額】 1億円

主な要件

- ① 多様な事業者が連携する取組であること(事業実施主体を含む3者以上)
- ② 投資効率(費用対効果)が1.0以上であること。等

事業の流れ



お問い合わせ先

鳥取県商工労働部兼農林水産部食のみやこ推進課 電話 0857-26-7807

農産加工グループ、農業法人等のみなさま！

地元食材を使った加工品の開発・販路開拓 を支援します！

1 事業名 「とっとりオリジナル加工品づくり支援事業」

2 補助対象者

県内の農産加工グループ、農業法人、
「食のみやこ鳥取県」推進サポーター(従業員数が6人以上の事業者を除く。)

3 補助内容



内容	対象経費
1 地元農林水産物を使用した新商品の開発	試作材料費、旅費、食糧費、謝金、会場借上料、試食品代金、パッケージデザイン版下作成費、PR資材作成費等
2 成功事例の視察研修の実施	
3 消費者を対象としたモニタリングの実施	
4 県内量販店等での試食・販売PRの実施	
5 その他目的達成に必要な事項	

※注意事項 ・補助金の交付決定前に行った事業の経費は、補助対象外となります。
・補助事業に関する書類は、事業完了した年度から5年間は保管してください。

4 補助率及び補助金額 (補助金総額 1,500千円)

補助率：補助対象経費の1/2
補助上限額：25万円/1事業者

5 申請方法

以下の問合せ先までご連絡いただき、専用の申請書様式に必要事項を記入の上、ご提出ください。

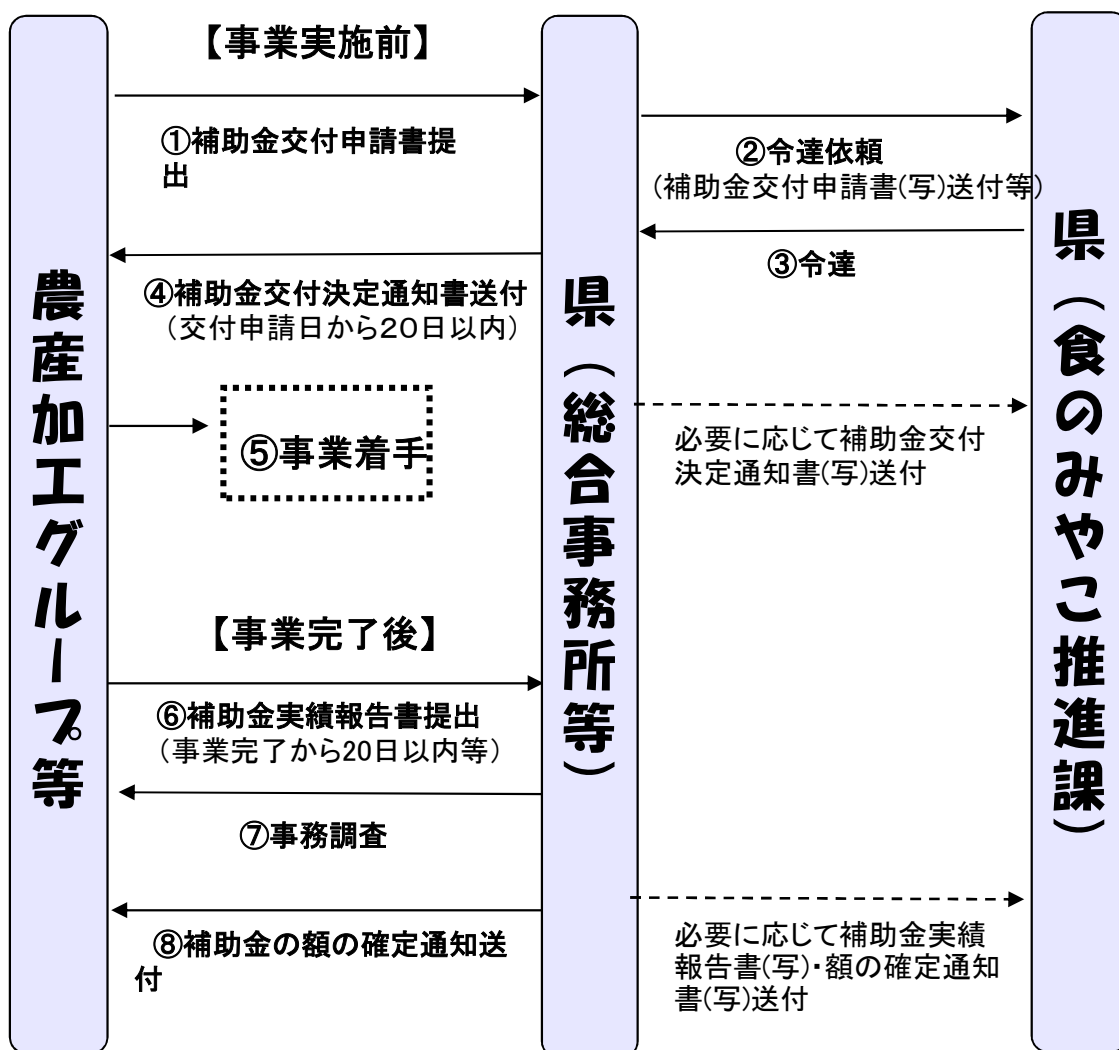


【申請の問合せ先】

東部振興監 東部振興課	0857-26-7969
中部総合事務所 地域振興局 中部振興課	0858-23-3952
西部総合事務所 地域振興局 西部観光商工課	0859-31-9648
市場開拓局 食のみやこ推進課	0857-26-7836



とっとりオリジナル加工品づくり支援事業フロー図



もうかる6次化・農商工連携支援事業（農商工連携型）

事業の目的

農林漁業者と連携した（農商工連携）、県内農林水産物を原材料とする食品加工等の取り組みを支援する。

対象者

農林漁業者と連携する食品加工業者等



支援の内容

農林漁業者と連携した食品加工等に必要な施設・機械整備の経費を支援します（3万円以上のもの）

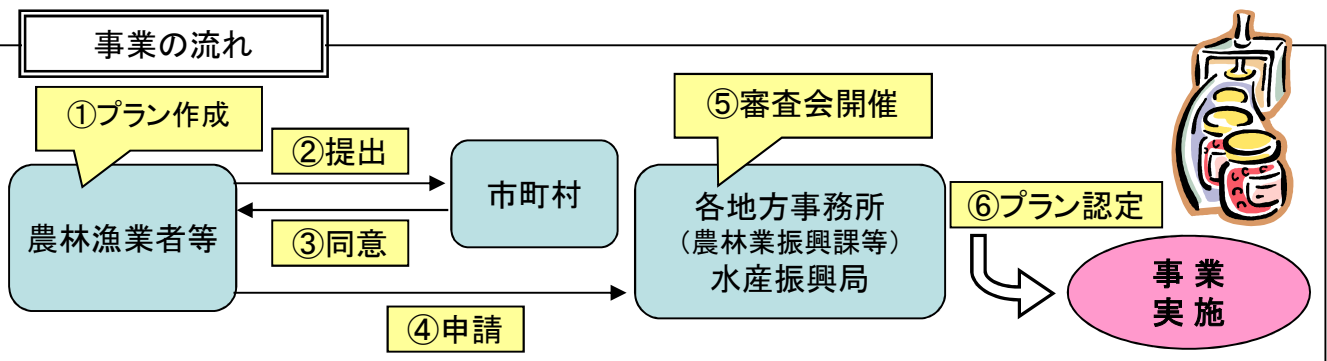
補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/3（県1/3、市町村任意） ※主な要件③に該当する事業は1/2を補助
 【県の単年度補助上限額】 10,000千円 ※主な要件③に該当する事業は、15,000千円

主な要件

- ①補助金交付申請までに、原材料となる連携農林水産物^(注)について仕入れ金額の50%以上を3年間、1戸以上の県内連携農林業者と安定的に取引する契約を締結する（水産物は除く）。
- ②プランの目標年において、連携農林水産物はすべて県産となるよう努める。
 （水産物にあっては、県内の産地市場を経由したものを含む）
- （注）農商工連携によって開発する商品の原材料であって、重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有する農林水産物
- ③国際認証取得又は県外加工から県内加工への切り替えにかかる施設整備は、補助率を嵩上げする。

事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産 畜産	商工労働部兼農林水産部食のみやこ推進課	0857-26-7836
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007
水産	水産振興局水産課	0857-26-7316

鳥取県食品加工施設整備補助金

事業の目的

県内に不足する農産物加工施設を新・増設する企業に対して、加工施設新・増設に必要な施設・機械整備に係る経費の一部を助成することで、県内食品加工業におけるバリューチェーン（付加価値連鎖）の構築を促し、もって地域農産物の生産振興、地域経済の活性化を図ることを目的とする制度です。

対象者

次の要件をすべて満たす企業

- (1)鳥取県内に事業所を有する食品産業事業者又は誘致企業であること
- (2)新・増設する加工施設・機械設備は鳥取県内に整備すること
- (3)新・増設する加工施設・機械設備について次のいずれかを事業計画終了時において達成していること
 - ①加工原料である農産物について仕入れ金額の30%以上を県内産とすること
 - ②県内に事業所を有する事業者からの受託生産額割合を30%以上とすること
- (4)事業計画期間中に新・増設に係る加工施設について30,000千円以上の補助事業に関する投資をすること
- (5)事業計画終了時において補助事業に係る従業員を1人以上新規雇用すること
- (6)県内に不足している以下の加工形態を行う施設であること

①洗浄、皮むき、カット型	②冷凍、そうざい型	③粉末、乾燥型	④搾汁、糖加型
⑤飲料型 ※ただし、清酒生産は除く	⑥酢醸造型	⑦エキス抽出型	⑧包装、パック、ボトリング型

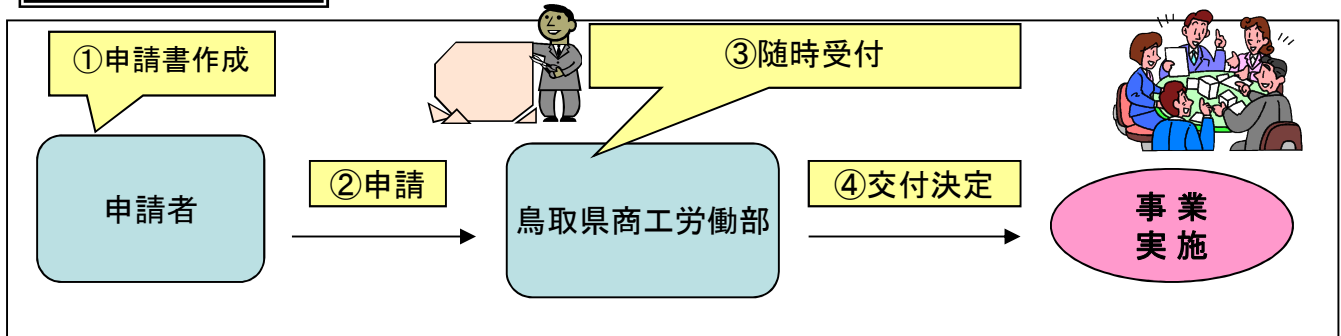
支援の内容

農産物加工に係る施設・機械整備費の補助（水産加工、畜産加工に係るものは除く）

補助金額・補助率

補助率	補助対象経費の1/3以内
補助限度額	35,000千円
事業期間	36月以内

事業の流れ



問い合わせ先

機関・部署	電話
市場開拓局食のみよこ推進課	0857-26-7836

鳥取県農商工連携促進ファンド事業

事業の目的

農林漁業者と中小企業者等が連携して行う新製品・新技術の研究開発、販路開拓等に要する経費の一部を助成します。

対象者



- (1) 中小企業者と農林漁業者との連携体
- (2) 自ら事業を行うNPO等の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体
- (3) 連携体を支援する事業を行う県内の農業協同組合、畜産協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所・商工会(連合会を含む。)、NPO、市町村、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター等

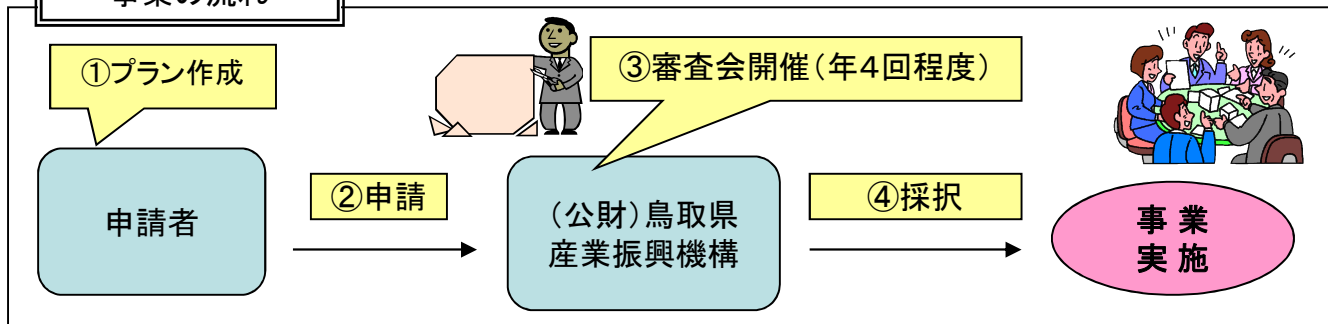
支援の内容

事業名	取組内容
農商工連携事業	連携体が、互いの経営資源を活用し、それぞれが工夫を凝らして行う事業であって、新商品又は新サービスの開発、農林水産業の生産現場における生産効率(技術)向上・改善のためのシステムづくり及び当該新商品又は新サービスの販路拡大等を目的とした取組
農商工連携サポート事業	展示会・見本市への出展、セミナー開催等、連携体の事業化の促進を目的とした取組(複数の連携体の取組を支援対象とする事業に限る)。

補助金額・補助率

区分	農商工連携事業	農商工連携支援事業
助成対象者	中小企業者等と農林漁業者の連携体	連携体の活動を支援する者
助成率	助成対象経費の3/4以内	助成対象経費の10/10以内
助成限度額	10,000千円	5,000千円
事業期間	36月以内	12月以内

事業の流れ



問い合わせ先

機関・部署	電話
(公財)鳥取県産業振興機構新事業創出部	0857-52-6704
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7836

農商工連携研究開発支援事業

事業の目的

農林漁業者と中小企業者等が行う研究開発に必要な基礎的調査(試験栽培を含む)・情報収集・開発検討に要する経費の一部を助成します。

対象者

- (1) 中小企業者と農林漁業者との連携体、又は連携体を構成する意志のあるグループ
- (2) 自ら事業を行うNPO等の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体、又は連携体を構成する意志のあるグループ

支援の内容

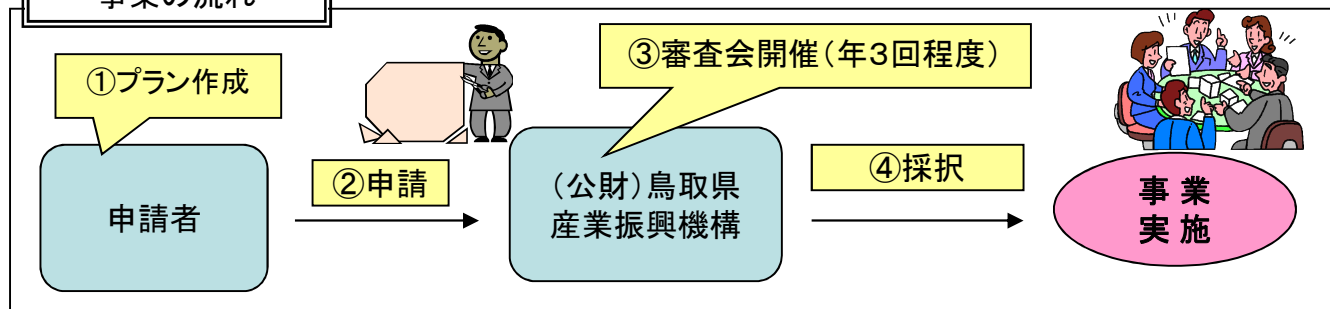
農商工連携を行うために必要な基礎的調査、情報収集、開発検討

対象経費区分	内容
1. 外部専門家(謝金・旅費)	助成事業者自らが、技術的ノウハウを得る為の外部専門家を受け入れる際に必要な経費(指導者への旅費、謝金)
2. 特許等調査	事業取組み以前に特許等の他社申請状況を調査する為に必要な経費
3. 会場借料	会議を開催するにあたり必要な会場借料および茶菓代
4. 先進地調査・市場調査	先進地調査・市場調査(国内に限る)に必要な旅費および宿泊費
5. 原材料費	研究開発のための基礎データ取りを目的とした、原材料・副資材の購入費
6. 機器・設備利用費	研究開発のための基礎データ取りを目的とした、機器・設備の借用及び外部施設等の利用に係る経費
7. 委託費	研究開発のための基礎データ取りを目的とした、事業の一部の委託に要する経費
8. 雑費	基礎的調査・情報収集・開発・検討に付随的に支出する、専門書購入費および切手代、その他研究開発をする為に必要と認められる経費

補助金額・補助率

助成限度額:600千円 助成率:2/3以内 事業期間:12月以内

事業の流れ



問い合わせ先

機関・部署	電話
(公財)鳥取県産業振興機構新事業創出部	0857-52-6704
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7836

とっとり次世代・地域資源産業育成事業

事業の目的

本県に固有で特徴のある地域資源や次世代産業の研究シーズ等を活用した新製品・新技術の研究開発、販路開拓等を行う中小企業者等に対し、助成金を交付します。

対象者

中小企業者、NPO法人、農事組合法人等

支援の内容

助成対象事業の内容は、次のいずれかを活用した製品及び技術の研究開発又は販路開拓等とします。

(1) 次世代産業育成事業

液晶関連、機能性食品、自然エネルギー利用、バイオ等の分野で大学等の研究シーズ及び共同研究の成果を生かし、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、食料品産業等の既存産業から発展する製品及び技術であって、相当程度の高い市場性が見込まれるもの

(2) 地域資源活用事業

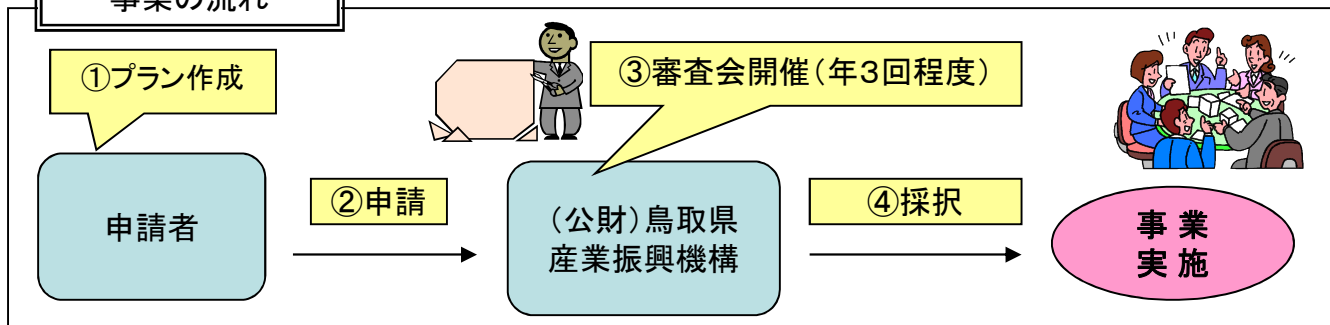
- ア 農林水産品等 地域の特産物として認識されている農林水産物及び鉱工業品
- イ 産地技術 アに掲げる鉱工業品の生産に係る技術
- ウ 観光資源 県内にある文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として認識されているもの



補助金額・補助率

区分	次世代産業育成事業	地域資源活用事業
助成率	補助対象経費の2/3以内	補助対象経費の2/3以内
助成額	限度額20,000千円	限度額6,000千円
補助対象期間	24ヵ月以内	24ヵ月以内
その他	対象経費のうち「共同研究費」については、対象経費総額の5割を下回る場合に限りに、上記の限度額とは別に助成率10/10、5,000千円/12月を限度として助成。	

事業の流れ



問い合わせ先

機関・部署	電話
(公財)鳥取県産業振興機構新事業創出部	0857-52-6704
商工労働部経済産業総室産業振興室	0857-26-7246